



年発 1 1 1 2 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」の一部改正について

平成 27 年 10 月 30 日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府・総務省令第 3 号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）が改正されたことに伴い、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日年発 1005 第 2 号）を別紙のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。